

付添人プラクティス報告

～少年事件の現場から～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 付添人活動支援チーム

「付添人プラクティス」とは、毎月1回（原則として第2金曜日）午後6時から開催される付添人活動の報告・検討会をいう。付添人プラクティスでは、付添人活動のスキルアップを図るべく、毎回テーマを決めて、話題提供者が付添人活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行なっている。また、出席者の手持ち事件の相談・検討も行なっている。本連載を読んで興味をもたれた方は、是非、付添人プラクティスにも足を運んでいただきたい。

<今月のテーマ>

ぐ犯事件における付添人活動

中学校3年生が学校内でガラスを割る、教諭、母親に暴力を振るうなどの事情によりぐ犯事件として家庭裁判所に送致された事件。少年は約3ヶ月前にも同じくぐ犯事件で審判を受け、保護観察処分となっていたが、前回の審判では付添人は選任されていなかった。付添人としてどのような活動をすべきなのだろうか。

に少ない中で、学校が主張する少年の問題行動と、少年の言い分が食い違う部分があったとの報告がなされた。

なお、学校が問題行動をリストアップした上申書を作成していたが、法律記録ではあるが謄写が許可されず、付添人としては具体的な認否・反論を確認することが困難だったとの報告がなされた。

もっとも、調査官が比較的好意的に少年を見てくれていたので、付添人としてはむしろ周囲との環境調整、少年との面談を重点的に行なったとの報告がなされた。

① ぐ犯事件とは

ぐ犯とは、保護者の監督に服さない、家庭に寄り付かない、犯罪性のある人と交際する、いかがわしい場所に出入りするなど、将来罪を犯し、又は刑罰法規に触れる行為をするおそれのある少年をいい（少年法3条1項3号）、犯罪を犯していないにもかかわらず、家庭裁判所で審判を受けることになる。

ぐ犯の範囲は不当に広汎に及ぶおそれがあるので、付添人としては、ぐ犯に該当するか否かについては厳格に判断する必要がある。もっとも、本件の場合では少年の言い分を前提としても学校が被害届を出せば建造物損壊なども成立する事実が継続的に行なわれており、ぐ犯該当性は特に争いはなかったとの報告がなされた。

② 証拠の乏しさ

警察が十分な捜査を行っていないため、証拠が非常

③ 卒業後の就業先

卒業間近の中学生の事案であり、調査官は卒業後の生活がどうなるのかを非常に気にしていたが、以前からお世話になっている人が代表者をしている会社で働く予定とのことであったため、代表者に上申書を作成してもらった。また、保護観察所が、卒業後の就業継続は困難であることなどを理由として収容処遇の意見（保護観察中の少年のケースでは保護観察所も意見を提出する）だったことから、社長との関係などをふまえ、就業継続が可能である旨の反論を行なったとの報告がなされた。

④ 母親との関係の調整

ぐ犯事件では少年のおかれた環境に問題があるケースが多く、今回のケースでは母親が少年の施設収容を

希望している点に問題があった。他方で、少年も、母親から見捨てられているとの不安を述べていた。そこで、付添人からのアドバイスで、少年が母親宛に自分の気持ちを正直に手紙に書いて送ったところ、母親も少年の気持ちを理解し、母親は施設収容の意見を思い改め、また、少年も母親の気持ちを確認して安心し、少年と母親の関係は若干改善されたとの報告がなされた。

少年の両親は離婚していたが、付添人が、両親に対し、離婚の原因などのセンシティブな情報を聞くときには、「少年はどの程度事情（離婚の原因など）を知っているんですか？」といった形で聞くと、答えやすいのではないかなどの意見が出された。

⑤ 審判の続行

少年については学校内での問題行動が多かったが、卒業間近の事案でもあったことから、審判を続行し、卒業後にあらためて審判を行なったとの報告がなされた。

これに対し、比較的長期間を空けた審判の続行と試験観察との違いについて質問がなされ、一般的には試験観察は数ヶ月間の長期間が予定されており、本件の場合、裁判所が試験観察にするまでの期間は必要ないと判断したのではないかと報告がなされた。

⑥ その他

審判歴のある少年だったので、前回の社会記録を早めに関連することが問題点を把握する上で有効であったこと、調査官との密な連絡により協力して問題解決が図れたことなどの報告があった。

手持ち事件の相談・検討

ケース 犯行時の記憶がなく、てんかんの病歴のある少年につき、少年審判で少年の責任能力を問題としたい。裁判所に鑑定を行なってもらうためにどのような付添人活動を行なうべきか。

コメント 少年審判は職権主義のため、最終的には裁判所の裁量になってしまうが、責任能力の有無を争点にするためには、事件当時の行動の不自然さなどを明らかにする必要がある。また、病歴の記録などを提出することが必要なのではないか。私的鑑定を行なうことも考えられるが、鑑別所での時間制限のある一般面会となってしまう、てんかんの場合、機械を利用した検査も必要であるため、当時の責任能力の判断は難しいものと思われる。